調査の概要

学校保健統計調査(基幹統計調査)は、統計法に基づき、文部科学省が地方公共団体を通じ昭和23年度から毎年実施している。(昭和23年度から昭和34年度は、統計の名称を学校衛生統計として実施。)

1 調査の目的

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲・対象

- (1)調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校(以下「調査実施校」という。)とする。
- (2) 調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳(平成27年4月1日現在)の幼児、児童 及び生徒(以下「児童等」という。)の一部とする。

【平成27年度 東京都の調査実施校数及び調査対象者数】

IJ	項	目	調査実施 校 数	調		査			対	象		者		数	
		п		発	育	状	態	調	查	健	康	状	態	調	查
幼稚	園(5歳	のみ)	63校	2,772人	調査	実施校の	の男女別	J	各 22人	4,668人		調査集	尾施校の	在学者	全員
小	学	校	69校	6,624人	調査	実施校の	の年齢別	男女別	各 8人	35, 843人		調査集	尾施校の	在学者	全員
中	学	校	54校	6,480人	調査	実施校の	の年齢別	男女別	各 20人	25, 596人		調査集	尾施校の	在学者	全員
高	等学	校	61校	5,490人	調査	実施校の	の年齢別	男女別	各 15人	52, 093人		調査集	尾施校の	在学者	全員

注1)幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。

3 調査事項

- (1) 児童等の発育状態(身長、体重及び座高)
- (2) 児童等の健康状態 (疾病・異常等)
 - ※ 疾病・異常などの詳細は、「付録 学校保健統計調査 用語の解説」を参照

4 調査の期日及び方法

- (1) 調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、平成27年4月1日から6月30日の間に実施。
- (2)調査の報告義務者は、調査実施校の長とする。
- (3) 調査系統は、次のとおりである。 文部科学大臣 ⇔ 東京都知事 ⇔ 調査実施校の長
- (4)調査票等の配布及び提出
 - ① 文部科学大臣は、東京都知事を通じ、調査実施校の長に調査票等を配布する。
 - ② 調査実施校の長は、東京都知事の定める期日までに調査票を東京都知事に提出する。
 - ③ 東京都知事は、提出された調査票を整理・審査し、平成27年8月10日までに文部科学大臣に 提出する。

²⁾ 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含む。